平成２２年（フ）第３５８号
茨城県下妻市谷田部166番地
破産者　金子　秀男
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９１７号
神奈川県高座郡寒川町倉見1001番地２
破産者　鈴木裕美子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３８号
神奈川県平塚市四之宮２丁目５番33号
破産者　石田　眞一
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５５６号
愛知県小牧市久保本町33―４、住民票上の住所名古屋市北区清水５丁目31番２号
破産者　木村　良介
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３９号
愛知県あま市七宝町伊福隅田32番地
破産者　玉田　昌孝
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９６号
愛知県愛知郡長久手町富士浦401番地　県営長久手第２住宅２棟409号
破産者　岩本　由弘
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６６号
名古屋市天白区中平１丁目1404番地　メゾン・ド・エクラ303号
破産者　栩本　俊一
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８０３号
愛知県清須市朝日貝塚71番地　３Ｆ
破産者　岩田　恵子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４１号
神戸市須磨区北落合３丁目38番地217―702号、開始決定時の住所神戸市須磨区菅の台５丁目５番地２号棟503号
破産者　住吉　政好
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２号
神戸市灘区城の下通１丁目４番20―103号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手７丁目２番３―205号
破産者　惣田　浩司
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡675番地の11
破産者　木下　恒男
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第９６６号
広島市西区己斐上２丁目11番23号、住民票上の住所広島市西区己斐上２丁目12番９―106号
破産者　中野　　智
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４１号
熊本市上南部１丁目６番24号
破産者　後藤　京子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０６号
熊本市米屋町１丁目７番地２　1206号
破産者　岩崎　弘幸
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３０８４号
札幌市東区北45条東７丁目３番５号　コモド45―101号
破産者　田中　靖則
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１２号
札幌市豊平区豊平６条５丁目１番23―307号
破産者　刀根　祐介
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８９号
札幌市中央区南５条東２丁目20番地１　ドルフィンスクエア81―702号
破産者　寺岡　將弘
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９号
北海道江別市大麻西町17番地の３
破産者　林下　裕二
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５９３号
北海道富良野市北の峰町６番５号　北の峰南団地４棟３号
破産者　岸田佳寿美
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部